

ボランティア保険の御案内

パソコンボランティア八幡

- ◇ パソコンボランティア八幡(略称 パソボラ八幡)の会員はボランティア保険加入を原則とします。(保険有効期間は 保険開始日より、その年度末迄です。)
- ◇ 会員を継続する方は、年度末の3月20日迄にお申し出下さい。保険開始日は4月1日です。
- ◇ 他のボランティア団体に参加している方は、お申し出ください。
- ◇ 保険料300円は年会費内より支払っています。
- ◇ 1月～3月の入会の準会員は、「ボランティア保険」の適用は致しません。

会員 入会申込日	保険開始日
月の1日から10日迄の方	申込月の翌月 1日から
月の11日から20日迄の方	申込月の翌月 11日から
月の21日から月末迄の方	申込月の翌月 21日から

保険の内容及び補償金額

- ① ボランティア活動中に本人が死亡もしくは負傷をした時。
- ② ボランティア活動中に他人の物品に対して損害を与えたことにより損害賠償が生じた時。
(①②とも事故発生後は速やかに連絡下さい。)

保証金額例 ボランティア活動中での事故などの場合 (査定によって金額は変わります。)

◇ 死亡・後遺障害保険金 918万円 入院保険日額 6千円

通院保険金日額 4千円

◇ 賠償責任保証 (対人・対物・受託物共通)

1事故につき支払限度3億円 免責 対人・対物1千円 受託物5千円

- ① ボランティア活動以外のパソボラ八幡が主催する親睦会やレクリエーション活動には、適用されません。
- ② パソコンのトラブルや故障は、あくまでパソコンのハード部分、マウスやキーボードなどが破損した時などが該当します。パソコンのソフトのトラブルや不具合は対象外です。
- 詳細は京都府社会福祉協議会作成のご案内をご覧ください。希望者にはPDF ファイルをお渡しします。(パソボラ八幡のホームページをご覧ください。)
- 「ボランティア保険」に加入されますと、下記のカードが発行されますが、カードはパソボラ八幡で保管させていただきます。



- 事故等の場合は、所定の申込用紙に必要事項を記入し、取扱い代理店に申請します。
- パソボラ八幡活動中に事故など遭われた場合はパソボラ八幡 役員や各勉強会担当者に連絡ください。
会長 今井 電話 075-982-0755

※各勉強会に参加時はくれぐれも交通事故等にはお気を付けください。

保険取扱会社名 (エスアールエム福祉の保険係り) 電話 075-822-8613

ホームページ <http://www.srm-net.co.jp/smile/>